一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　秋田県仙北市西木町上桧木内字福田一四五の一五、一四五の一六、一四五の一八、一四五の二二、一四五の二三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字福田一四五の一五・一四五の一六・一四五の一八・一四五の二二・一四五の二三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年七月三十一日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　秋田県仙北市田沢湖田沢字大森一の一、田沢湖生保内字山居一四〇の一、一四〇の三四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年七月三十一日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　兵庫県朝来市上八代字立壁一一四の一、一一四の二、一一四の九から一一四の一一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年七月三十一日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　武雄市武雄町大字富岡字内ノ子一〇三五五の四、一〇三五五の六、字赤坂一〇五一四の二、朝日町大字中野字牛ノ谷六六二八の一から六六二八の七まで、朝日町大字甘久字柏岳四六〇〇、四六〇四、四六〇六、四六〇七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年七月三十一日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県東筑摩郡生坂村一〇四九六の二、一〇四九六の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十三号

　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の事由及び地域を次のように指定する。
　平成二十七年七月三十一日
　経済産業大臣　宮沢　洋一

事由名	地域	指定の期間
平成二十七年大涌谷周辺における火山活動	神奈川県	平成二十七年七月二十二日から平成二十七年十月三十一日まで
	箱根町	

○農林水産省告示第千九百十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年七月三十一日
　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県木曽郡木祖村大字菅三九の一、大字小木曽四一六九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　大字小木曽四一六九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十二号

　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。
　平成二十七年七月三十一日
　経済産業大臣　宮沢　洋一

1　北海道上川郡下川町国有林下川事業区七林班地先
2　群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑